

# 再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

TEL :

FAX :

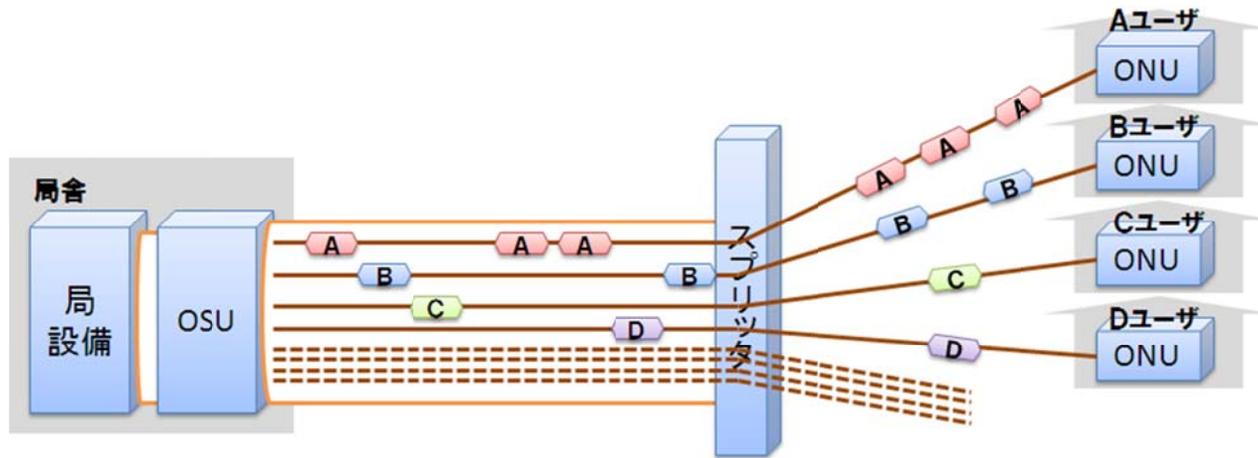
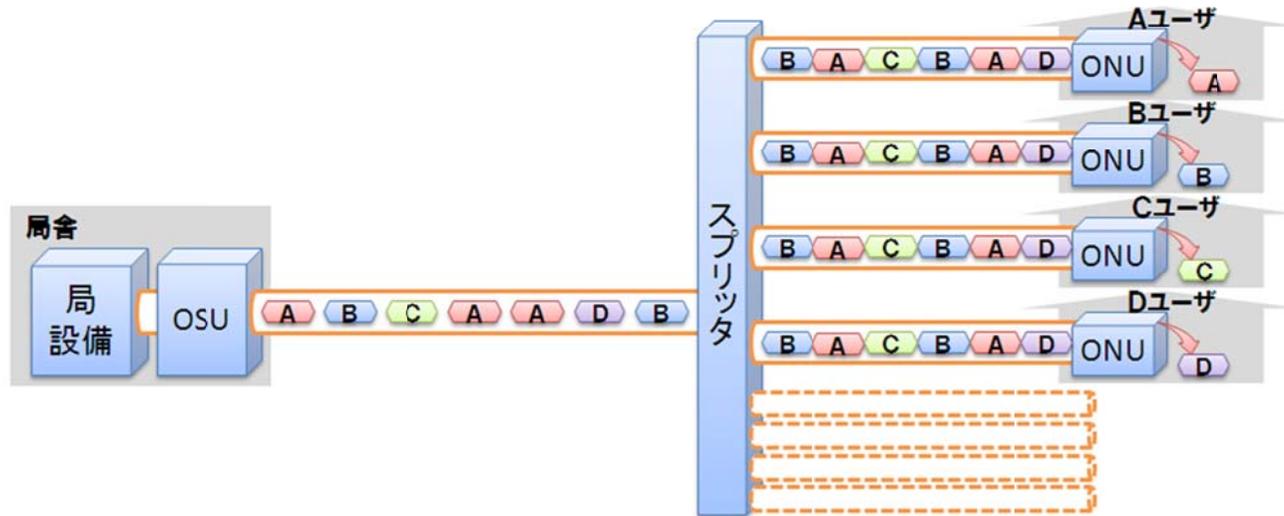
担当者 :

e-mail :

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号 8）</p> <p>株式会社エム・ビー・エス 株式会社沖縄テレメッセージ 関西ブロードバンド株式会社 株式会社コアラ 彩ネット株式会社 株式会社サイプレス 株式会社長野県協同電算 株式会社新潟通信サービス 株式会社マイメディア</p>	<p>【別紙 3 頁 7 行目】</p> <p>このままでは、我々 ADSL 事業者は、ADSL 事業の継続もままならず、光サービスへの移行についても極めて困難な状況となり、市場からの撤退を余儀なくされる可能性もあります。</p> <p>【別紙 3 頁 17 行目】</p> <p>接続ルール答申から 3 年経過し、光サービス市場における NTT 東・西殿の独占がさらに高まったことを勘案すると、光ファイバの接続料水準を ADSL 並みにすること、および接続条件を NTT 東西殿と他事業者で同一にすることは不可欠です。そのためには、接続ルール答申で先送りされた 1 回線単位の貸出し、さらには OSU 共用が必要です。</p>	<p>弊社は、地域アクセス系通信事業者として、積極的に光ファイバ設備に投資し、近畿 2 府 4 県で NTT 西日本殿に対抗して FTTN サービスを展開してきました。その立場から、意見提出者の「1 回線単位の貸出し（分岐回線単位の接続料設定と同義）が必要」という意見について、OSU 共用・専用を問わず、強く反対いたします。</p> <p>ADSL のサービス内容が、現時点で FTTN のサービス内容に劣後するとしても、例えば CATV が同軸と光のハイブリッド方式を採用したのと同様に、新技術の採用や創意工夫によって対抗すべきです。</p> <p>設備事業者は、技術進歩を睨みながら、設備の償却期間を判断し、回収可能な価格設定の下で、サービス提供を行っています。現状で公正に機能している設備競争・サービス競争のルールを歪めることは、今後の設備投資インセンティブを失わせ、技術革新が停滞するおそれがあります。結果的には、不利益を被るのは国民全体ということになります。</p>
	<p>【別添資料 2、2 頁】</p> <p>図「NTT 東西殿を含む OSU 共用の実現」</p>	<p>同図について、FTTN が、あたかもメタルケーブルと同様に NTT 東西殿の局舎から利用者宅まで 1 対 1 の物理回線で接続されているかのような誤解を与えるおそれがあります。正確には、FTTN は 1 芯の光ファイバの中を通る信号を最大 8 つに分岐させることで多くの利用者を収容しており、分岐回線単位の接続料設定制度とは、その 1 つの分岐単位での賃借を認める制度のことですので、より実情に即した図を添付いたします。</p>

# シェアドアクセス方式の仕組み



意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号10） 株式会社STNet</p>	<p>【別紙1頁15行目】</p> <p>光ファイバ接続料が経済合理的な水準よりも低く設定された場合においては、設備を自ら構築する事業者にとっては経済合理性を欠いた市場価格の下で不公正な競争を強いられることになり、ひいてはブロードバンド分野の公正な競争を通じた健全な発展を妨げることとなると考えます。</p> <p>また、新しいサービスは設備と一体となって開発されるものですが、一分岐貸しにより複数の事業者が設備を共有してサービス提供することになると、接続事業者においてはサービスが画一化するとともに、NTT東西殿を含めて新たな技術開発・サービス開発へのインセンティブが働かなくなることから、技術開発の停滞を招くこととなります。結果的に将来のブロードバンドサービスの発展を阻害することにつながります。</p> <p>こうした一分岐貸しについては、平成20年度の情報通信審議会でも検討されましたが、その中で技術的方法として取り上げられた3案はいずれも技術的課題の解決や接続料設定の考え方に問題があるとして採用されなかった経緯があり、弊社はその際に挙げられた理由は3年後の現在においても妥当であると考えております。</p> <p>以上のように、一分岐貸しの接続料金設定は多くの問題を抱えており、弊社は加入光ファイバの接続料算定については現状どおり1芯単位に設定することが適切であると考えます。</p>	<p>意見提出者の「一分岐貸し制度（分岐回線単位の接続料設定制度と同義）反対」という意見について、賛同いたします。</p> <p>一分岐貸し制度が導入されれば、公平な競争環境が失われ、今後積極的に設備投資を行う事業者が現れなくなります。その結果、技術革新は起こらず、国民全体が不利益を被ることに繋がります。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号10） 株式会社STNet</p>	<p>【別紙2頁24行目】 弊社はそうした事態を招かないためには、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、そうした実績や現状を反映した「実績原価方式」が望ましいと考えております。もし「将来原価方式」に基づく場合であっても現実の競争状況をふまえた設備利用を速やかに反映できる「乖離額調整制度」を恒常的な制度とすることが次善の手段であると考えます。 今回の改定案において、乖離額の調整対象を現行の「予測費用と実績収入との差額」に変更したことは、より実績原価方式へ近づいた補正手法となっていることから現行制度と比較し一定の評価ができるものと考えます。</p>	<p>意見提出者の「実績原価方式を採用すべき」という意見について、賛同いたします。 仮に、「将来原価方式」を採用する場合においても、需要予測と実績の差を補正する手段として「乖離額調整制度が必要」という意見についても、意見提出者に賛同いたします。 なお、需要予測と実績の乖離を小さくするために、 ・算定期間を短めにする ・需要想定に過度な積み増しを避けること ・設備の耐用年数は、より標準的なもの（法定耐用年数やLRICでの耐用年数等）を用いることを提案いたします。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>(受付番号16)</p> <p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>【別紙2頁11行目】</p> <p>弊社共では、申請概要にある「サービスの多様化」という観点で分岐端末回線単位での接続が必要と考えますが、この分岐端末回線単位の接続はNTT東西殿のOSUを用いて共用しても問題ないことを、イー・アクセス株式会社殿、KDDI株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ビック東海殿の5社（以下、「接続事業者5社」という。）による実証実験を通じて確認しています（平成22年3月10日公表）。</p> <p>【別紙3頁1行目】</p> <p>また、NGN接続ルール答申ではOSU共用のメリットが認められており、『「光の道」構想実現に向けて とりまとめ』（平成22年12月14総務省殿公表）においても、分岐端末回線単位での接続料設定を含め検討するように記されています。</p> <p>【別紙3頁24行目】</p> <p>①技術面</p> <p>総論でも述べたとおり、接続事業者5社にて、NTT東日本殿のOSUを用いて、様々なケースを想定したOSU共用に係る実証実験を行いました。サービス品質、新サービスの追加等に係る実験の結果、OSU共用は問題なく実現でき、技術面で課題がないことを確認しています。</p>	<p>弊社は、地域アクセス系通信事業者として、積極的に光ファイバ設備に投資し、近畿2府4県でNTT西日本殿と設備競争・サービス競争を展開しております。その立場から、意見提出者の「分岐端末回線単位（分岐回線単位と同義）の接続料設定制度を導入すべき」という意見について、強く反対いたします。</p> <p>分岐端末回線単位での接続料設定は、OSU専用・共用にかかわらず、借りるだけの接続事業者が、投資リスクを負わずに未利用分の設備コストをNTT東西殿に負担させる歪んだ制度です。一旦この制度が導入されれば、問題はNTT東西殿と接続事業者間に留まりません。借りるだけの接続事業者は、設備事業者に対して圧倒的に有利な条件でFTHを提供できるため、公平な競争環境が失われます。その結果、今後積極的に設備投資を行う事業者は現れなくなり、技術革新も起こらなくなります。最終的に不利益を被るのは、国民全体になります。</p> <p>希望する接続事業者同士でコンソーシアムを結成し、NTT東西殿から1芯単位で光回線を借りることは現行の制度で可能です。その場合、同コンソーシアムはOSUの未利用分のコストを自ら負担し、NTT東西殿へ押し付ける訳ではありませんので、NTT東西殿、同コンソーシアム、他の設備事業者間での不公平な競争条件は生じません。FTH事業への参入を希望する接続事業者は、現行の制度を利用して参入すべきと考えます。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>(受付番号16)</p> <p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>【別紙5頁5行目】</p> <p>2. 接続料算定に係る問題</p> <p>(1) 算定方式及び算定期間</p> <p>算定方式については、光アクセス回線が今後も「相当の需要の増加が見込まれる」状態と考えられるため、本申請どおり将来原価方式とすべきと考えます。また、その算定期間については、できるだけ長期間、安定的な接続料設定を行えるよう、接続料規則に規定されている最大期間の5年間とすべきと考えます。</p> <p>(2) 需要予測</p> <p>本申請における需要予測には、以下のような問題があると考えており、見直しが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」構想の目標には明らかに達しない需要予測であること</li> <li>・NTT東西殿がFTTH小売市場で圧倒的シェアを確保することを前提とした需要予測であること</li> </ul> <p>また、分岐端末回線単位の接続料が設定された場合、接続事業者の需要が増大することが明らかであるため、その場合には需要予測は当然見直されるものと考えます。</p> <p>(3) 光ファイバに係る経済的耐用年数</p> <p>前回認可申請時の弊社共意見書でも述べたように、最新の技術や市場動向を踏まえて光ファイバの経済的耐用年数を推計することが必要であり、30年以上といったより長期間の経済的耐用年数を採用すべきと考えます。</p>	<p>意見提出者の「接続料算定に係る問題」に関する意見について、反対いたします。</p> <p>光接続料の算定については、実際に設備投資に要したコストを根拠とすべきですので、「将来原価方式」ではなく「実績原価方式」を採用すべきと考えます。</p> <p>仮に、「将来原価方式」を採用する場合でも、実績との乖離が小さくなるよう、その算定期間はできるだけ短期にすべきと考えます。</p> <p>需要予測については、利用者の動向に影響を受けやすい指標であるため、過度な積み増しは避けるべきと考えます。</p> <p>光ファイバの耐用年数は、法定耐用年数やLRICでの耐用年数等、より標準的なものを採用すべきと考えます。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号 16） ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>【別紙 6 頁 13 行目】 3. 乖離額調整制度に係る問題 将来原価方式は、申請者であるNTT東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであることから、乖離額調整制度の適用は認められるものではないと考えます。仮に、予測と実績との乖離額を調整した場合、NTT東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じます。従って、特に本申請にあるような乖離額調整を恒常的に実施することは認められないものと考えます。</p>	<p>意見提出者の「乖離額調整制度反対」という意見について、反対いたします。 光接続料の算定については、実際に設備投資に要したコストに基づくことが原則と考えます。乖離額調整制度とは、将来原価方式によって算定した光接続料が、実際のコストと乖離した場合にそれを補償する制度ですので、将来原価方式を採用する以上、必要であると考えます。 また、光回線の需要は、NTT東西殿のサービス部門だけでなく、設備事業者の営業活動の影響も受けるため、事業者間の公平性を担保する意味でも、当該制度は重要だと考えます。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号 17） イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>【別紙 1 頁 16 行目】 本申請案においては、3 年を期間とした将来原価方式が採用され、段階的な料金引下げが行われていますが、当社としては、可能な限り早期に P S T N と同等の利用者料金とサービスを実現すること、並びに A D S L に代表される P S T N 上での健全な競争を光アクセス上でも構築することによって、利用者選択による光アクセスサービスへの移行を促進させることが優先課題であると考えます。</p>	<p>意見提出者の意見内容について、反対いたします。 設備事業者は、技術進歩を睨みながら設備投資を行い、回収可能な利用者料金を設定した上で、サービス提供を行っています。F T T H サービスの利用者料金は、当然、実際に投資した光ファイバの設備コストを根拠にしております。 設備コストを根拠としない、合理性に欠ける光回線接続料の設定は、公平な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせます。その結果、技術革新は起こらず、国民全体が不利益を被ることに繋がります。</p>
	<p>【別紙 2 頁 20 行目】 また、『光アクセスのラインシェアリング』は、P S T N からのマイグレーションを健全な競争環境の中で進める目的でも有効な手法であると考えます。 ・技術的側面 実現方法としては、N T T 東西殿がどのように技術的な運用を行っているかを十分に勘案して最適な設備利用を図る必要がありますが、N T T - G C 局とユーザ宅間の同一光アクセス回線において、V L A N 識別子にて電話とインターネット通信を判別し振り分ける、また優先制御といった既存技術を活用することで、十分に実現可能と考えます。</p>	<p>意見提出者の提案は、平成 2 0 年度の審議会答申における「フレッツ機能での接続料化案」に類似するものです。これは、加入者光ファイバの接続料設定に関する問題ではないので、少なくとも今回の審議会等で議論すべきものではないと考えております。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号 18） 北陸通信ネットワーク株式会社</p>	<p>【別紙 1 頁 25 行目】 また、分岐単位接続料設定により、接続料が経済合理的な水準より低く設定された場合、北陸地域において自ら光アクセス網を構築して事業展開してきた弊社には、非常に影響が大きく、今後の事業運営が困難となり、撤退に追い込まれることも考えられます。このような事態になりますと、北陸地域での設備競争が進展しなくなり、光ファイバ設備の寡占化が進行し、更なる接続料及び利用料金の低廉化が期待できなくなります。これも、利用者の利便性を大きく損なう結果となります。 先ずは、設備競争とサービス競争を適正なバランスのもとで継続・促進させることとし、それが北陸地域の活性化に繋がるものと考えます。</p>	<p>意見提出者の「分岐単位（分岐回線単位と同義）接続料設定反対」という意見について、賛同いたします。</p>
	<p>【別紙 2 頁 1 行目】 乖離額調整制度は、N T T 東西殿と接続事業者双方にとって、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合に補償するものであるため、導入することに対しまして支持致します。</p>	<p>意見提出者の「乖離額調整制度賛成」という意見について、賛同いたします。 乖離額調整制度は、N T T 東西殿が適正に設備コストを回収するという観点、また実績コストにより近付けるという観点から、必要な仕組みであると考えます。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>（受付番号20） 中部テレコミュニケーション株式会社</p>	<p>【別紙1頁7行目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備競争が進展しつつあるFTTH市場において、ドミナント事業者であるNTT東西殿の接続料は、実質的に市場価格となることから、コストを適正に回収できる水準であるべきです。</li> <li>・1分岐貸し接続料の設定は、どのような算定方式を採用しても、構造上、利用率を適正に反映することができないことから、ユーザ未利用分のコストをNTT東西殿が負担することになります。</li> <li>・このため、設備を借りる接続事業者は、設備保有リスク（未利用分のコスト負担）を負わず、安価に光ファイバを調達することが可能となる一方で、設備事業者は、コストを回収できない水準での提供を強いられることになります。</li> </ul> <p>これは、「設備を保有する事業者と接続事業者の競争」が公平ではないことを意味しており、結果、設備事業者の投資インセンティブが薄れ、設備競争が停止（＝独占回帰）し、利用料金が高止まりすることが懸念されます。</p> <p>このように、1分岐貸し接続料は、設備競争の阻害＝ブロードバンド環境進展を阻害することになるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、現行の接続ルールでも、複数の事業者でOSU等の設備を共有してサービスを提供することで、サービス競争は十分に可能と考えます。（OSU設備共有による提供を望まない事業者（NTT東西殿を含む）に当該提供を義務付けることは、事業者間の公正な競争を阻害することになり、適当ではないと考えます。）</li> </ul>	<p>意見提出者の「1分岐貸し接続料（分岐回線単位の接続料と同義）設定反対」という意見について、賛同いたします。</p>

意見提出者（敬称略）	提出された意見	弊社意見
<p>(受付番号22) KDDI株式会社</p>	<p>【別紙1頁19行目】</p> <p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>①OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。</p> <p>当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のOSUを設置しております。</p> <p>②当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。</p> <p>上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p>	<p>弊社は、意見提出者の「1分岐単位（分岐回線単位と同義）接続料設定反対」という意見について、賛同いたします。</p> <p>意見提出者が、1芯単位でNTT東西殿から光ファイバを借り、「ギガ得プラン」サービスを提供されているとおり、現行の制度においても、接続事業者の熱意と工夫により、優れたサービスを創造することは可能です。FTTH事業への参入を希望する他の接続事業者は、意見提出者と同様の方法により、市場の活性化に努めていただきたいと思います。</p>